

派遣雇用、規制緩和へ 「同一業務3年まで」廃止

厚労省

8/6 1:30 日経新聞

厚生労働省は労働者派遣の規制を大幅に見直す。業務ごとに設けている3年の期間上限を廃止。期間の上限は働く個人ごとに設け、人が交代すれば、長期的に同じ業務に派遣労働者が就けるようにする。企業は幅広い業務で派遣を活用でき、派遣労働者のキャリアアップにもつながる。派遣への規制を強めた民主党政権時代の方針を転換する。

厚労省の研究会が6日に、こうした意見を盛った報告書案を示す。8月末から改正案の詳細の検討を始め、2014年の通常国会に労働者派遣法の改正案を提出する。

現行の制度では、通訳やアナウンサーなど「専門26業務」は派遣期間に上限がない。それ以外の業務は最長3年と上限が決まっている。上限は会社がある業務を派遣社員に任せてよい期間で、ある業務で前任者が2年半働くと、後任者は半年しか働けず、安定した仕事ができない問題があった。

この上限を業務ではなく1人の人が1カ所で働く期間の上限に切り替える方向だ。企業は働く人を交代させればその業務をずっと派遣に任せることができ、労働者も一定期間同じ職場で働ける。ただ、派遣先の正社員の職域を侵さないという従来原則が揺らぐ可能性があり、正社員の労働組合は反発しそうだ。

期間に上限のない派遣労働者の範囲も見直す。現在の専門26業務の中には「取引文書作成」など、今は必ずしも専門的ではなくなった業務も含まれ、企業にはわかりづらい。業務による線引きを廃止し、代わりに派遣元企業が常時雇用している労働者には期間の制限をなくす案も検討する。現在、派遣労働者の6割程度は常用雇用であり、この案が実現すれば1つの職場で期間の制限なく働ける労働者が増える可能性がある。

08年のリーマン・ショックや民主党政権による規制強化が影響し、派遣労働者は過去5年間に42万人減った。この間、正社員は121万人減る一方でパート・アルバイトや契約社員などの非正規労働者は増え、12年に2000万人を突破。雇用者に占める比率も過去最高の38.2%となった。